

那覇市支援対象児童等見守り強化事業に係る質問及び回答

作成日:令和7年5月30日

No	質問	回答
1	不登校で外出が難しい子どもの居宅を訪問し、学習支援を行うことも見守り事業の対象となるか。	当該事業の対象となります。 支援を必要とする子ども等の生活環境へ出向き、食事の提供や学習支援等を通じた見守りをお願いします。
2	活動場所を借りて、その場所で支援を行うことは見守り事業の対象となるか。	アウトリーチ支援にかかる費用を補助対象としているため、活動場所での見守りについては補助対象となりません。
3	児童の居宅での学習支援は難しいため、お弁当の配布をしてもよいか。	食事の提供等をとおした子ども等の見守りも本事業の対象となります。
4	学習支援とあるが、ノートや鉛筆、上履き、体育着などの提供を行ってもよいか。	事前に本市と調整し、必要と認められた場合は提供しても構いません。
5	見守り支援員の育成やスキルアップを目的とした研修に係る費用は、補助対象となるか。	見守りを実施した際のアウトリーチ支援にかかる費用が対象となるため、研修費用については補助対象外となります。
6	事業の実施期間が交付決定日から令和8年3月31日までとあるが、1年度限りなのか。	既に補助金の交付を受けている団体等において、現に継続した活動の実績が認められ、かつ引き続き活動を希望し補助金の交付を申請する団体等については、次年度以降も継続して事業を実施することができます。